

和歌山県警察機動装備隊の設置及び運用要綱の制定について（例規）

（最終改正：令和3年3月24日 務第20号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

和歌山県警察が保有する装備資機材については、和歌山県警察装備品総合運用規程（昭和58年和歌山県警察本部訓令第15号）に基づいて運用しているところであるが、最近の犯罪情勢に対応して、高度化された特殊な装備資機材を総合的かつ効率的に運用するため、この度、「和歌山県警察機動装備隊の設置及び運用要綱」を別記のとおり定め、平成8年10月1日から施行することとしたので効果的な運用に努められたい。

別記

和歌山県警察機動装備隊の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、和歌山県警察機動装備隊（以下「機動装備隊」という。）の設置、任務、運用等について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

機動装備隊は、和歌山県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）に置く。

第3 編成

- 1 機動装備隊は、隊長、副隊長及び隊員（以下「隊員等」という。）で組織し、隊長は警務課次席、副隊長は警務課装備室長又は警務課装備担当管理官にある者をもって充てる。
- 2 隊員は、別表第1「和歌山県警察機動装備隊班編成基準表」の左欄に掲げる班ごとに、それぞれ同表中欄に掲げる担当所属において勤務する警察職員の中から和歌山県警察本部長（以下「本部長」という。）の指定する者により編成するものとする。

なお、同表右欄に掲げる編成の人員については、和歌山県警察が保有する特殊な装備資機材（以下「特殊資機材」という。）の配分状況等を勘案し、本部長が増減することができる。

第4 隊員の指定

- 1 隊員の指定は、当該隊員の勤務する所属の長の推薦により、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）が「機動装備隊員の指定上申書」（別記様式第1号）により本部長に上申し、本部長が指定書（別記様式第2号）を交付して行う。
- 2 警務課長は、隊員に異動等が生じたときは、速やかに「機動装備隊員の指定替え上申書」（別記様式第1号）により指定替えを上申しなければならない。

第5 任務

機動装備隊は、事件、事故、災害その他の事案（大規模なもので、訓令、例規通達等により、装備班等に関し編成が行われることとされているものを除く。以下「事件等」という。）の発生に際し、特殊資機材の搬送、使用、使用方法の指導等を行い、現場における警察活動を支援することを任務とする。

第6 出動要請及び出動命令等

- 1 警察署長、高速道路交通警察隊長及び事件主管課長（以下「警察署長等」という。）は、事件等の発生に際し、特殊資機材の必要が生じたときは、本部長に対し、機動装備隊の出動を要請することができる。

- 2 前記の出動要請は、緊急を要する場合を除き、機動装備隊出動要請書（別記様式第3号）により行うものとする。
- 3 本部長は、特殊資機材を必要とする事件等が発生した場合又は警察署長等から出動要請があった場合において、機動装備隊を出動させる必要があると認めるときは、隊長を指揮して、機動装備隊の全部又は一部の出動を命じるものとする。
- 4 前記の出動命令は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。
 - (1) 任務
 - (2) 編成
 - (3) 出動期間
 - (4) 服装及び携行すべき特殊資機材等
 - (5) その他必要な事項

第7 協力要請等

- 1 隊長は、機動装備隊の出動に際し、必要があると認めるときは他の所属長に対し、所属職員の派遣及び装備資機材の差出しを要請できるものとし、要請を受けた所属長は、特段の支障のない限り、これに積極的に協力するものとする。
- 2 隊長は、警察署長等から機動装備隊の出動要請とともに特殊資機材以外の装備資機材の調達等の要請を受けたときは、これに積極的に協力するものとする。

第8 活動

出動した機動装備隊は、現場到着後、速やかに現場指揮官に対して、機動装備隊の到着、隊の編成、特殊資機材等の員数その他必要な事項を報告し、その指示を受けて、前記第5に規定する任務を遂行する。

第9 機動警察通信隊との連携

機動装備隊は、通信に関する装備資機材が必要な事件等の発生に際しては、機動警察通信隊との連携を強化しなければならない。

第10 報告

- 1 機動装備隊が出動した場合は、その都度、機動装備隊活動報告書（別記様式第4号）により、本部長に報告しなければならない。
- 2 前記の報告は、機動装備隊の全部が出動した場合は隊長が行い、一部が出動した場合はその部隊の責任者が行うものとする。

第11 隊員等の勤務心得

隊員等は、その任務の重要性を自覚し、特に次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 装備資機材に関する知識、機能の研さんに努めること。
- (2) 各種装備資機材の点検整備を徹底し、現場における有効活用に配慮すること。
- (3) 現場のニーズを的確に捉え、装備資機材のうち強化すべきもの、不足しているものの把握に努めるとともに、装備資機材の開発改善に配慮すること。
- (4) 出動に際しては、現場における警察活動の目的を十分理解するとともに、規律ある活動に留意し、受傷事故防止等に努めること。

第12 事務の調整

和歌山県警察本部警務部長は、機動装備隊の事務に関し必要な調整を行うものとする。

(別表第1、別記様式 省略)